

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について
（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

本年 5 月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号）により、自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止（本年 11 月 1 日施行）や自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入（公布から 2 年以内に施行）など、自転車交通事故防止のための規定が整備され、いずれも 16 歳以上の者が反則制度の対象となることから、児童生徒への自転車交通安全教育が重要となります。

また、令和 5 年 4 月に自転車利用時のヘルメット着用について努力義務化されたことを踏まえ、各都道府県警察が着用率について調査したところ、全国平均 17.0％に比べ、北海道は、10.3％であり、着用の定着には至っていない状況です。警察庁のホームページによると、ヘルメットの非着用の致死率は着用していた場合の約 1.9 倍となっており、着用することは交通事故遭遇時の被害軽減に大きな効果があることから、児童生徒へのヘルメット着用促進が重要となります。

つきましては、道立学校においては、別添等の警察庁作成文書に記載の広報啓発資料等を参考にするほか、今後も、警察との連携をより一層強化し、自転車等の安全利用に関する取組をはじめ、児童生徒に対する交通安全教育の更なる推進に努めるとともに、来年度に向け、自転車通学許可の条件等にヘルメットの着用を義務付ける又は自転車通学届出等にヘルメットの着用に関する項目を加えるなど、今年度中にヘルメット着用促進に向けた取組を必ず実施するようお願いします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、別添写しの文部科学省の依頼趣旨を踏まえ、所管する学校で、上記の道立学校の取組を参考に、児童生徒のヘルメット着用の促進や交通事故防止に向けた同様の取組を推進するようお願いします。

記

< 参考資料 >

- 警察庁「[自転車乗車用ヘルメット着用率調査結果（R6.7 調査）](#)」



- 警察庁「[頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～](#)」



（学校安全係）



事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

このたび警察庁より、別添のとおり、学校等における自転車等の安全教育の重要性や警察と連携した交通安全教育の推進等について周知依頼がありました。

本年 5 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）が公布され、

- ・自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止（本年 11 月 1 日施行）
- ・自転車利用者に対する交通反則通告制度の導入（公布から 2 年以内に施行）

など、自転車の交通事故防止のための規定が整備されました。いずれも 16 歳以上の者が反則制度の対象となることから、小学生から高校生等までの児童・生徒への自転車交通安全教育が重要となります。

また、改正法により、

- ・原動機付自転車等の「運転」の明確化

が明記され、いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することとなりました。今後、運転免許証を取得することが可能な年齢となる高校生等に対し、ペダル付き原動機付自転車の運転に当たっては運転免許を要すること、乗車時にはヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について正しい知識を周知するなど、交通安全教育の充実に努めていく必要があります。

さらに、令和 5 年 4 月に自転車利用時のヘルメット着用について努力義務化されたことを踏まえ、各都道府県警察がヘルメットの着用率について調査したところ、全国的にヘルメット着用の重要性が徐々に浸透していることがうかがえたものの、着用の定着には至っていない状況です。また、令和 5 年の交通事故統計では、自転車乗車中死傷者のヘルメット着用割合が

小、中学生と比べ高校生の低さが目立つなど、ヘルメットの着用率向上が必要となる中、各都道府県の着用状況や事故実態を踏まえ、警察と連携した継続的な取組を推進することが重要となります。

これまでも、各学校設置者や各学校では警察と連携し、交通安全教育の充実を図っていただいているところですが、今後も、警察との連携をより一層強化し、自転車等の安全利用に関する取組をはじめ、児童・生徒に対する交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

なお、警察と学校等との連携強化については、別途、警察庁から各都道府県警察本部等にも通達されています。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布するなど、必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考資料）

- 改正道路交通法の周知に係る広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R6_leaflet_jitensya.pdf
- 自転車安全利用に係る広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R5jitensya_leaflet.pdf
- ペダル付き電動バイクに係る広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6pedaltsukigentsuki_leaflet.pdf
- 特定小型原動機付自転車に係る広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/tokuteikogata_leaflet.pdf

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線 2695）
e-mail:anzen@mext.go.jp

警察庁丁交企発第255号
令和6年9月26日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

警察では、自転車や特定小型原動機付自転車をはじめとする電動モビリティの安全利用に係る諸対策を推進しているところ、特に小学生、中学生及び高校生等に対する自転車等の安全利用に係る対策を効果的に行うため、別添のとおり、都道府県警察に対し、教育委員会及び学校等と更なる連携強化を図り、児童・生徒に対する交通安全教育をより一層推進するよう指示することとしております。

また、愛媛県や大分県、群馬県、山口県、鳥取県などでは、中学校はもとより、高校においてヘルメット着用を自転車通学の許可条件等とする取組が行われ、これらの県では、自転車利用者全体のヘルメット着用率が高くなっているところです。

つきましては、自転車等の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対して、教育現場における自転車等の交通安全教育の重要性、警察と連携した取組の推進について周知していただきますようお願いいたします。

なお、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/index.html>）には、自転車等の安全利用に向けた広報啓発資料等を掲載していますので、関係機関等への周知に御活用ください。

（参考）

- 改正道路交通法関係
 - ・ 広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R6_leaflet_jitensya.pdf
- 自転車の安全利用関係
 - ・ 自転車の安全利用の促進
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/index.html>
 - ・ 広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R5jitensya_leaflet.pdf
- ペダル付き電動バイク関係
 - ・ 広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/R6pedaltsukigentsuki_leaflet.pdf
- 特定小型原動機付自転車関係
 - ・ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>
 - ・ 広報啓発リーフレット
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/tokuteikogata_leaflet.pdf

原議保存期間	1年（令和8年3月31日まで）
有効期間	二種（令和8年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各管区警察局広域調整担当部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長

警察庁丁交企発第254号
令和6年9月26日
警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について
（通達）

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか）及び「特定小型原動機付自転車の安全利用を促進するための交通安全教育の推進について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁交企発第52号）等に基づき、都道府県ごとの情勢を踏まえ、自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところである。

本年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）により、自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止や自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加などの自転車の交通事故防止のための規定が整備され、携帯電話使用等の禁止等に係る規定は本年11月1日に、自転車を反則通告制度（以下「反則制度」という。）の対象とする規定は公布から2年以内に、それぞれ施行されること、16歳以上の者が反則制度の対象となることから、小学生から高校生等までの児童・生徒に対する自転車交通安全教育が非常に重要となってくる。

加えて、改正法により、いわゆるペダル付き原動機付自転車（以下「ペダル付き電動バイク」という。）を、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することが明確化されたところ、近年、ペダル付き電動バイクに関連する交通違反が増加傾向にある中、ペダル付き電動バイクの運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について、今後運転免許証を取得することが可能な年齢に達する高校生等に対し、正しい交通ルールを周知する必要がある。

また、令和5年4月に全ての自転車利用者について乗車用ヘルメット（以下単に「ヘルメット」という。）の着用が努力義務となったことに伴い、先般、各都道府県警察において、ヘルメット着用率調査を実施した結果、全国的にヘルメット着用の重要性が徐々に浸透していることがうかがえたものの、着用の定着には至っていない状況であるほか、令和5年の交通事故統計では、自転車乗車中死傷者のヘルメット着用割合は、小・中学生と比べ特に高校生の低さが目立つなど、ヘルメットの着用率向上を図るためには、各都道府県の着用状況や事故実態を踏まえ、自治体や学校等と連携した継続的な取組を推進することが重要となる。

当庁では、これまでも児童・生徒に対する各種の交通安全に係る取組について文部科学省と連携を図ってきたものであるが、こうした情勢を踏まえ、改めて、児童・生徒に対す

る自転車等の安全利用に向けた取組における都道府県警察との連携強化について同省に依頼したところである。

各位にあっては、改正法の施行を見据え、都道府県警察において教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車等の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

なお、文部科学省から教育委員会等に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

各 地 方 機 関 の 長
(参考送付先) 殿
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁 丙交企発第80号、丙交指発第19号
令 和 6 年 9 月 4 日
警 察 庁 交 通 局 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について
(通達)

令和6年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第1項第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）により、本年11月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第37号）が本日公布され、改正法の一部と同様、本年11月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、自転車の交通事故防止のための規定の整備、運転の定義に関する規定の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」：道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）
「旧法」：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「法」：改正法による改正後の道路交通法
「改正令」：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）
「令」：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

第1 趣旨

1 自転車の交通事故防止のための規定の整備

(1) 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定の整備

旧法においては、自転車を運転する場合について、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話のために使用すること及び画像表示用装置に表示された画像を注視すること（以下「携帯電話使用等」という。）を禁止する規定が設けられていない一方、全ての都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が都道府県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）において、法第71条第6号の委任を受けた公安委員会が定める運転者の遵守事項として、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する規定を設けているところである。

しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故を抑止する必要性が著しく高まっていること、また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する上で地域の特性を考慮すべき理由がなくなっていることから、法において、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止することとしたものである。

(2) 自転車の酒気帯び運転等に関する規定の整備

旧法においては、自動車等を運転する場合と異なり、自転車を身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為（以下「酒気帯び運転」という。）について不可罰とされている。

また、

- 酒気を帯びている者で、飲酒運転をするおそれがある者に対して車両等を提供する行為
- 飲酒運転をするおそれがある者に対して酒類を提供し、又は飲酒をすすめる行為
- 自己の運送を要求・依頼して飲酒運転が行われている車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事中のものそ

の他政令で定める自動車を除く。)に同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為についても、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は不可罰とされている。

しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車と自動車等の酒気帯び運転の取扱いに差を設ける理由がないこと等から、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為を新たに罰則の対象とすることとした。

2 運転の定義に関する規定の整備

いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為については、旧法下においても、原動機付自転車又は自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の「運転」に該当すると解されている。

今後、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景に、いわゆるペダル付き原動機付自転車の一層の普及が見込まれる中で、これを利用する者に対する法の的確な施行を可能とすべく、いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確化することとした。

第2 内容

1 自転車の交通事故防止のための規定の整備

(1) 改正法

ア 自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止するとともに（法第71条）、これをした者に対する罰則を創設することとした（法第117条の4及び第118条）。

イ 自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設することとした（法第117条の2の2及び第117条の3の2）。

(2) 改正令

自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることとした（令第41条の3）。

2 運転の定義に関する規定の整備

原動機及びペダルを備えている車両については、原動機を用いることに加え、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為も、その車両の本来の用い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にすることとした（法第2条）。

第3 留意事項

1 公安委員会規則の改正

自転車の運転中における携帯電話使用等については、全ての公安委員会規則において禁止されているところ、改正法の施行により、自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されることとなることから、同行為の禁止に係る規定が

設けられている公安委員会規則について、必要に応じて廃止に向けた働き掛けを行うなどの調整をすること。

2 自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発

自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。

3 ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進

いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為は原動機付自転車等の「運転」に該当し、運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について、販売事業者への働き掛けを行うなどして、交通ルールの周知を図るほか、これらの違反者に対しては、積極的な取締りを推進すること。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）の官報の写し
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第37号）の官報の写し